



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
2月2日
第483号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

- ※滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱の一部改正(モノづくり振興課) 1
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課) 2
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出(障害福祉課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) 2
- 道路区域の変更(道路保全課) 3
- 道路の供用開始(道路保全課) 3
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定(管理課) 3

○ 環 境 事 務 所 告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(湖東) 4

○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(湖北) 4
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(湖北) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(東近江) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(甲賀) 5

○ 人 事 委 員 会 規 則

- ※滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 5

○ 議 会 告 示

- ※滋賀県政務活動費の交付に関する規程の一部改正 5

告 示

滋賀県告示第31号

滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱(昭和61年滋賀県告示第173号)の一部を次のように改正する。
令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第2項第1号の表精密測定機器の部に次のように加える。

3	D	カ	メ	ラ	470
---	---	---	---	---	-----

別表第2項第1号の表環境機器の部中「530」を「870」に、「290」を「650」に、

キセノンウェザーメータ水噴霧	1,450	を
1時間増すごとに	1,120	

キセノンウェザーメータ水噴霧	1,450	に改める。
1時間増すごとに	1,120	
スーパーキセノンウェザーメータ噴霧無	1,590	
1時間増すごとに	1,380	

スーパーキセノンウェザーメータ水噴霧	1,640
1時間増すごとに	1,430

付 則

この告示は、令和6年2月2日から施行する。

滋賀県告示第32号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
チャイルドサポートもりやま	守山市今宿四丁目1-43	株式会社P r i m a S	大阪府阪南市黒田382番地の1	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和6.2.1	2550700385

滋賀県告示第33号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
チャイルドサポートもりやま	守山市今宿四丁目1-43	株式会社ビザライ	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根475番地1	児童発達支援 放課後等デイサービス	2550700351	令和6.1.31

滋賀県告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
駅前すみれ薬局	大津市本堅田五丁目23番8号	薬局	若 泉 建 造	令和5.10.1
スギ薬局近江八幡西店	近江八幡市堀上町127番地1	薬局	安 達 篤 志	令和5.11.23
リブラ薬局	草津市大路一丁目6番16号	薬局	中 島 英 一	令和5.12.1
リブラ薬局大路店	草津市大路二丁目10番8号	薬局	一 川 怜 史	令和5.12.1
リブラ薬局一里山店	大津市一里山三丁目7番8号	薬局	松 代 道 子	令和5.12.1

滋賀県告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・更生医療	スギ薬局近江八幡西店	近江八幡市堀上町127番地1	薬局	安達篤志	令和5.11.23
育成医療・更生医療	リブラ薬局	草津市大路一丁目6番16号	薬局	中島英一	令和5.12.1
育成医療・更生医療	リブラ薬局大路店	草津市大路二丁目10番8号	薬局	一川怜史	令和5.12.1

滋賀県告示第36号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年2月2日から令和6年2月16日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	大津信楽線	甲賀市信楽町黄瀬字角チ2326番1地先から	変更後	最小14.0m 最大28.9m	137.4m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更
		甲賀市信楽町黄瀬字角チ2314番1地先まで	変更前	最小14.0m 最大28.9m		

滋賀県告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月2日から令和6年2月16日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大津信楽線	甲賀市信楽町黄瀬字角チ2326番1地先から 甲賀市信楽町黄瀬字角チ2314番1地先まで	令和6.2.2	L=137.4m

滋賀県告示第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者として次の者を指定した。

令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大造

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の	指定年月日	指定納付受託者が納付事務の
------------	----------	-------	---------------

	事務所の所在地		対象とする歳入等の種類
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	令和6.1.22	マイナポータルを経由する旅券発給申請に係るクレジットカードおよび国際ブランドデビットカードを利用して納付する滋賀県の旅券発給手数料

環境事務所告示

滋賀県湖東環境事務所告示第3号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和6年2月2日

滋賀県湖東環境事務所長 浦山重雄

- 指定する区域の所在地 次を示す土地の一部の区域
彦根市大堀町字下中久保245番
- 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 水銀およびその化合物
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖東環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年2月2日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
びわこ介護ユアナス株式会社長浜営業所	長浜市宮前町16番11号	びわこ介護ユアナス株式会社 代表取締役 近藤一樹	大津市中央一丁目5番10号	訪問介護	2570300133	令和6.1.31

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第3号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年2月2日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションレスプリれもん	長浜市勝町137-12	一般社団法人れもん	長浜市湖北町山本2638-2	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.2.1	2560390292

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年2月2日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
こうろく	近江八幡市出町547番地	株式会社h i g h-m e m o r y	近江八幡市出町547番地	同行援護	令和6.2.1	2510400480

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年2月2日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松原 峰 生

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
甲賀市社協ヘルパーステーションつちやま	甲賀市土山町北土山2171番地	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長 林善彦	甲賀市水口町水口5609番地	同行援護	2511400273	令和6.1.31

人事委員会規則

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月2日

滋賀県人事委員会委員長 池田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第2号

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年滋賀県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表15湖北広域行政事務センターの表中「事務局次長」の右に「、管理監」を加える。

付 則

この規則は公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

議 会 告 示

滋賀県議会告示第1号

滋賀県政務活動費の交付に関する規程(平成13年滋賀県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年2月2日

滋賀県議会議長 奥村 芳 正

第7条第1項中「30日」を「60日」に改める。

別記様式第7号中「別紙1および別紙2」を「別紙」に改め、同様式別紙1中「4 主な支出内容」を削り、別紙2のとおり」

同様式中別紙2を削り、別紙1を別紙とする。

別記様式第8号中「別紙1および別紙2」を「別紙」に改め、同様式別紙1中「4 主な支出内容 別紙2のとおり」を削り、同様式中別紙2を削り、別紙1を別紙とする。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。